

289

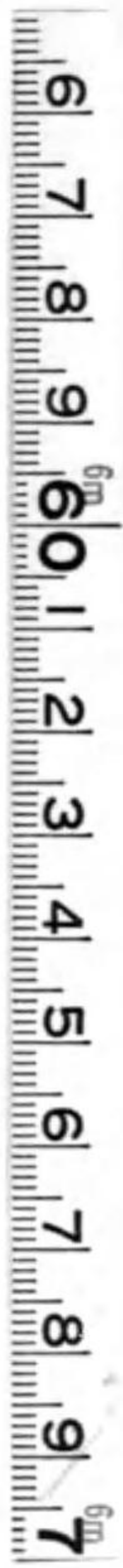
289-N493-2ウ



1200500732201

直江兼續小傳

木村徳衛著



始



998

2

學博士 木村德衛先生著

納本

直江兼續小傳

289  
N493

目 序

2 抑も上杉景勝は越後魚沼郡上田庄坂戸城主長尾越前守政景を父とし、母は長尾信景守鳥景の女にして上杉謙信の冥婦仙桃院であるが、政景の死後は叔父謙信に養はれて春日山城に入った。而して、直江兼続は政景の臣樋口兼澄の長男で、後、君命に依り直江家を相続したのであるから、景勝と兼続とは共に坂戸城下に生れ、遂つて其關係は生れながらの主従である。

兼続二氏の間、英雄雲の如く起りし中に在つて、後継果敢の兼続は能く尤勇剛毅の景勝を扶けて天下に馳駆したのである。

今や此の両雄生誕地坂戸城趾に、南魚沼郡有志諸君の發起で、其の標石を建立せられんとするに當り、余に其の趣旨を憚意し、且つ兼続の小傳を草せんことを請われり。余は直江兼続傳の着者たる因縁上、生來の選筆特に尤諒をも顧みず故實其求めに應ずること、したが、尙に感懐無量である。

昭和十九年五月



99.8  
2

於泉母自然任  
木村徳衛職

後見生誕幾春秋 泉水坂山窪氣浮  
世事滄桑斷斷仰 英名千古直城州

目次

第一章	兼續の生立及び其の一生	一
第二章	兼續と文筆	五
第一節	兼續の好學	五
第二節	兼續の撰書	七
第三節	兼續と詩文	九
第四節	兼續と聯句	一〇
第五節	兼續と舊蹟及花押	一一
第六節	兼續と茶道其の他	一二
第三章	兼續と武事	一三
第四章	兼續の民政	一四
第一節	制度	一四
第二節	財政及び徴税	一六
第三節	植林及び治水	一七

第四節	採鑛白金
第五節	交還機岡
第六節	蘆産興業
第七節	勸業
第五卷	兼續と其の家庭
第六卷	兼續の逸事
第七卷	兼續と石田三成

直江兼續小傳

第一章 兼續の生立及び其の一生

兼連二氏の同、英雄雲の如く起り、腰指に皇ひき中に在りて、我が直江兼續の如き  
 は取も異彩ある一人であらう。

彼は上杉謙信の部將越後魚沼郡（今の南魚沼郡）上田庄坂戸（今の六日町大等坂戸  
 村）城主長尾政景の家中に生れ、微禄より尊を起し、上杉景勝を扶けて檢乱反正の功  
 を建て、遂に一陪臣として慶長三年上杉氏會津移封の際、三十萬石に封せられたと傳  
 へられてゐる。



さうすると、當時三十萬石以上の大封を擁せるものは、徳川、上杉、毛利、前田、  
 島津、伊達、宇喜多、小早川、北竹、鍋島、堀の十一氏で、加藤清正、小田行長、福  
 島正則、細川忠興、石田三成等の諸將は皆其の後塵を拝するに過ぎなかつた譯に在る。  
 兼續は永祿三年（皇紀二二二〇年）長尾政景の臣樋口惣右衛門兼慶の長男として坂  
 戸城下に生れ、後年相謀つて天下二分の計画を立てたと言はれてゐる石田三成と同年

である。

樋口氏は木曾義仲の臣中原兼盛の子で、義仲の四天王の一人と言われた樋口次郎兼光の後裔兼盛の時に上田長尾の麾下に属し兼盛に到つてゐる。(樋口家系譜 神達明神傳起)

兼盛の父兼盛は後に天正十二年十一月二十四日頸城郡(今日の東頸城郡)安塚村の直峯在城に補せられ、同廿七日「本領新地共郡不入」の特遇を受け、天正十六年四月十六日には伊豫守を允され、慶長三年上杉氏の會津移封の時は食禄三千石を給與せられてゐる。

兼盛は幼名興六、加冠して兼盛と稱し、慶長十二三年重光と改名した。

兼盛の幼時の事蹟は明かでないが、幼にして聰明穎悟で、長尾政景夫人山姥院(兼盛の家姉)は彼の才を見込んで嫡子兼勝の近侍に推薦したと云はれてゐる。(藩閥譜、此歌傳聞書、上杉年譜)

兼勝は弘治元年(皇紀二二一三年)長尾越前守政景を父とし、長尾越前守兼盛の女で前記の通り兼盛の家姉山姥院を母として、坂戸城に生れ、永禄七年七月政景が兼勝

部上田庄野尻池(信州野尻湖)に傳へらる、は講り口りに海水中溺死の後、(政景の墓は現に駒魚沼郡大日町大字上坂戸の林中に在り)、叔父兼盛に養はれ、十歳にして兼盛の幼名を冠して喜平次と稱じ、元龜年間に坂戸城より頸城郡春日山城に移り、天正三年正月始一日兼盛の命により、長尾兼景を上栢兼勝と改名し、海正少輔と号した。(上杉家古文書、上杉家傳)

天正六年三月十三日謙信卒中にて急逝するや、兼勝は信將等に奉戴せられて謙信の遺式を相統したが、当時謙信は元龜元年、北條氏康の七子三郎氏秀を養つて兼盛の名を授へ、兼勝の跡を以て之に配して居つたので所着の間に御船乱と称する龍淵寺が起つた。併し兼盛には正当の理由なく、且つ毎戦利なく天正七年三月廿四日首として御船乱は終結したが、其の放生事件は数年後に漸く終局した。

兼盛の天成の機略英才はよく謙信の一舉一動に及び、國政の機微に通じ、兼勝時代に至り其の頭角を顯はして兼勝を輔佐し、若臣水魚の交りは終生変らなかつたのである。

兼勝の兼盛に対する信任は絶対であつて、兼は若臣たるも兼は兄弟の如く、若臣水

兼勝の語句は全く此の詞人の交情を表現せるもので、兼勝の在る所兼統の提げざることは奇かつたのである。

天正九年冬兼統は兼勝の命に依り名宗直江家を相続し、被擢せられて上杉氏の就政の班に加へられた。時に年齒僅かに廿二歳で、其の翌年天正十年十二月晦日山城守を允された。これより内台外交の局に当り能く兼多の技倆を凌ぎ、慶長庚子の役（慶長五年岡ヶ原戦）に擢せられて、上杉氏の封土削減せらるゝや、田野の阿努、建産の興隆に意を注ぎ之を奨励して其の困乏を補足し、又藩士をして文武を練磨せしめ、上杉一氏をして東北の雄鎮たるを矢はざらしめた。

かくの如く兼多難局に遭遇したに拘らず、雄藩上杉家をして存続と興隆に向はしめたことに就ては兼統の才能の功績によること尙に至るものがある。

兼統の如きことは真に功臣名將と稱すべきであるが、併し、兼統の遺文は唯上杉家のみならず、其の時代に於ける英傑兼統たりし点であつて、其の所以は次章以下に説くところ明かに成るであらう。

## 第二章 兼統と文筆

### 第一節 兼統の好學

兼統は文武兼備の良將であり、又賢相であつた。

鴻橋藤原種簡が、当時歸化して播州龍野に寄寓して居つた元朝新判部員外郎善況に與へた書中に、近世文を戰陣の河に好めるものは上杉謙信・小早川隆景・高坂昌信・直江兼統・赤松重遠あるのみとあるを見ても當時の武人中好學の人として第一流と稱しても過言ではあるまい。（種簡文集）

彼の文藝は素と天稟に出で、中年以後は専ら自修に依つたものであらうが、其の少年時代の於て雜入を師として詩文を學んだのは判明しない。併し彼の門地よりして、格別の教育を受けたとは思はれない。

与矢の聖と云はれた上杉謙信は、山崎專標等に四書五經を講せしめ、時には老莊諸子の學說をも聞き、又陣中に隨行の安國寺の僧建教をして孟子を講せさせたと云ふ程の好學者であつて、兼勝の教育には密に注意を怠らなかつた。従つて兼勝の爲めには、

良師を選んで侍講せしめたに相違あるまいから、景勝の傍に侍った聰明の兼統は、景勝修学の傍に陪聽を許されて文事の修業に務め、又春日山城内に在って日夕英雄談の感化を受けて文武を勵んだものであらう。

兼統は漢字の造詣が深かつたことは幾多の資料があるが、和文で書き残したものは有名なる四季震戒書があるのみである。併し豈は國民に理解し易くする爲に極めて通俗的に書き綴つたものであるから、彼の和文の素養を推知する資料とはならぬが、天正十三年彼が廿大旅の時自ら古今和歌以下十余の歌集より百十数首の古歌を撰んで節説撰歌和歌集と題し、上杉藩中武人にして文字の造詣深き木戸元吉壽三を以て之に在教せしめた事實があるから國文字の修業を全く怠つた訳ではない。(但し木戸元吉の所蔵文書天正十三年正月春日山城内で傳了阿に古文真室を贈せしめ、又同年四月景勝に扈從して上洛した時、妙心寺住持北和尚の禪室を掃き、古文室抄廿三冊を借りて之を書きせしめ、和尚が其序文を以て彼の馬邊を稱した序本、及び文禄四年十二月和尚が彼級の酒駕里筆等の前漢書十二巻を其の由來を記して彼に贈與せるものが、宛に市立米又四番館に所藏せられてゐる。

上杉伯耆家の書庫には、南化和尚の手寫し、勘字・序・記・銘・跋・説・文律・詩等に就て解釋して兼統に贈つたものを、更に兼統が手等して朱筆朱線を施し、「文鑑」と題して珍藏した秘巻が、所藏せられてゐる。

第二節 兼統の蔵書

兼統は好學なると共に自ら蔵書家であつたが、其の蔵書目録の如きものが傳はらぬ。併し散逸した書籍も少くはかつたものと見え、石川文山の詩仙堂藏本には、兼統所藏の七書講義にて校読した事が文山の手書にて記されたものがあつた。又着者所藏の慶長版古文真室後集抄の如きは、兼統自筆の評釋が所々に施されてゐる(寒翠稿)。併し其の藏書の情願を求めた書狀、及び彼に珍書を贈つた書狀など現に幾多残されてゐるところを見て、當時既に有名は蔵書家であつた事が判明する。又元和二年徳川家康が林直春に命じて出版せしめた新編鞍馬版群書治要の校正に讀せんが爲め、同年三月十日金地院藏傳を以て、兼統に群令并群書治要を所藏するやを兼會せしめた事が、本光國師(崇傳)日記に記載せられてゐる。



尚兼統について特に感服すべきことは、兼統は自己の習業修のみを充たして満足する小室人物にあらず、廣く世の文化発展に寄與する所あらんとする目的を以て、自ら巨費を投じて古来の名著を刊行した点であつて、慶長十二年八月八日京都の要法寺に於て文庫三十冊を刊行した。此の外に論語十卷及び五傳を出版したと言はれてゐる。兼統は元和四年足利学校に學び、學禮九山を招いて岡山と、米次に臨濟宗禪林寺を創立し、多くの回籍を蒐集して、藩學興隆を企て、私財を惜まなかつた。

文禄元年征韓の役、兼統は景勝に従つて表忠せんとし、肥前名護屋に權に二ヶ月間滞在、中津生敵方二百卷を謄写せしめ、後ち之を幕府に獻じた。

此の如く好學の兼統は在幕中幕に士卒の賦債採奪を戒め、大いに笑勵して形土馬蹄に委せられんとした回籍を集攷せしめて歸朝したのである。当世の兼統の識見は、前公が岡甲に入り武陽を陥れた時、諸將は争つて府庫を採奪したが、拙り蒲河は丞相卿文の藏する津令圖書を収めたことに比すべきものである。文禄の役、明の款畫筆の一將校の手記に「兵亂の少なき朝鮮に本國に見られぬ支那古史が保存されてゐたが、文字がき優奴の式は破棄し式は形上に基いた」とあり、近くは北清争役の際、外國兵士

が北京宮殿の書籍を解装して暖台の敷蒲団といたこと云ふ事実は比すれば、真に聖廟萬里の相違がある。而し米沢回籍館に幾多貴重なる朝鮮版の珍本が所藏せられてゐるのは實に、此の慈兼統の持ち帰つたものである。

兼も珍重すべきは米沢の東漢書・西漢書各六十冊、春秋左子傳廿九冊及び史記九十冊である。此等の漢書は實に右に安才息野をして其の著述書餘論中に「漢書善本字皆同惟有是書倍于馮世儒者之幸也云々」と數贊せしめたもので、今も何れも上杉家の書庫に收められてゐる。又米沢の大般若經守五百五十一卷は米沢の上杉神社の宝物とされてゐる。此の他市立米沢図書館所藏の幾多の元明版の書籍は何れも征韓役の戦利品であつて、何れも今日古史漢籍研究の貴重なる資料となつてゐる。

### 第三節 兼統の詩文

兼統の詩文のイは従来定評ある所で、新井白石は「紳士ハ」に於て室巻集に得せたる安積寛兵衛の直江兼統論を著生論だに述べてゐるが、尚ほ兼統の詩才は疑ふべからずと云ふてゐる。

兼続の作詩中「尊雅似吾吾似雅 洛陽城裏背花睡」の如きは最も人口に膾炙した詩であるが、惜むらくは起承の二句が傳はれない。今日兼続自作の詩は多くは散逸して僅かに傳はるものは數十首に過ぎないが、何れも介賈の気なく武人の詩として一唱三歎に値するものが少くない。

兼続が在洛中其の自邸に五山僧等を招いて詩会を催した時の自筆の五山衆等の詩が今も上杉家に所藏せられて居るが、兼続は始め江右と號し後に鈞弁と改め、此の詩会には鈞弁の號を用ゐてある。

兼続の文章として殊場下書き大文字は傳はらぬが、相当の力量はあつたものであらう、彼が漢文にて著作した兵法書「軍法全」に就て、其の片鱗を窺ふに過ぎないのは甚だ遺憾である。

第四節 兼続と歌句

当時歌歌式は假句は一般に流行し、上杉家中に於ても歌歌会、歌句会が屢々催され兼続も大いに之を好んだ様であるが、是等の会には兼続はいつも獲の可である。歌句

では里村紹巴、細川玄首(幽斎)、有名な豊光寺の西笑(僧承元)等の歌句会に臨んで其の雅反であつた。

第五節 兼続と書道及び花押

兼続は雜人を書道の師としたのは不明であるが、其の書体に聊かも拘束踴躍の風はく如何にも揚陸自在である。其の痛着の書体は或は趙子昂の風格を存するが如き所がある。又其の筆書に至つては字体正健にしてその字小所の深きを察せしむるものがある。兼続の花押は三回改変した様である。

第六節 兼続と茶室其の他

兼続は当時流行の茶湯には余り親心ではなかつた様であるが、天正十四年兼勝の初めの上洛に感化した時、秀吉の命を受けた千利休の手前で茶室なる茶湯の養應を設けたこともあり、天正二十年(文禄元年)三月名護屋で兼勝に陪して有名な茶室茶室に招かれ、又其の返札の意にて、慶長二年三月茶室の上客を好期として、彼の状見の

即ち家譜を編み系を綴じたことも家譜日記に記されてゐる。又任若中勲勝寺晴豊と茶  
葛に因する往儀も「晴豊記」に記されてゐるから、上杉家の元老として諸侯伯及び其  
の老臣又ハ公卿等との交際上、相当に茶湯の心得のあつた事は勿論であらう。

蓋曲に就ても、市立米又四書錦所載の林泉文庫寄託本中に、直江公卿等誓本と附札の  
ある小形の「うたひの本」とある等本、羽衣・野鳥・楊貴妃・養老の四冊があるから、  
蓋曲・龍等にも相当に堪能であつたこと、思はれる。

### 第三章 兼續と武事

兼續は三軍を叱咤し戦へば必ず勝ち、攻むれば必ず取るといふ攻取野戦型の勇將で  
は尋らなく、謀を帷幄の中に運らして勝を千里の外に決するといふ智將であつたので  
ある。従つて實戦に於て彼の功名として譽ぐべきものは大敵ヒツをいひ、兼勝の陣中  
彼の従はざることは殆んど稀である。即ち兼勝の参謀長であつた。

兼續が砲煙霽雨の間に采配を揮つて馳驅した事は新発田征伐、最上征伐の時及び大

阪冬の陣位に過ぎない様である。

新発田征伐には大いに勇戦力關したと傳へられてゐるが、詳細は判明しない

最上征伐の長谷堂城攻撃に於て非常に苦戦に陥つた時、其の退却の際の兼續の態度  
に就ては、敵將最上義光が其の武勇を感歎してゐる。徳川家康も亦、後日其の退陣概  
りを、流石に兼続なりと稱讃してゐる。

兼續は自身は勿論、家中の將士の武具馬具の華美を戒め、彼の「五櫛の戒」といふ  
中に「惣じて鎧、太刀、具足に金銀を縫め奇麗を好むこと士の本意にあらず、君に仕  
ふる者雖信が矢先に立つが如しと云へり、武士の境界平生器端の勲作此直体を取り矢  
ふべからず、少くにも餘念にふかれれば、よー一旦の功を反すとも委く虚妄と自ら  
んしと戒めてゐる。

兼續は八線流の馬術を能くし、之に因する自抄本がある。又人見流をも兼ねて其の  
鞍馬の自抄本も上杉家に所蔵されてゐる。

兼續が家士に尤も奨励練習せしめたのは、当時最新鋭武器の鉄砲の射撃であつた。

鉄砲の構造も慶長九年以後は一層奨励して奥州及江州より名工を招き、二百石宛の練

を給して其の徒弟と共に城市に居住せしめ、同年十一月には「鉄砲習古定」を作つて射撃を訓練せしめた。

上杉氏の軍紀軍律は、非常は勿論、平時に在つても中々嚴重である。出兵に際しては必ず密着なる軍令を發布して將士を戒諭した。

兼續は其の所藏の七書等に依つて兵法を研究し、其の实战に於ける体験に依り晩年漢文の軍法を著作し「軍法全」と名づけてある。

#### 第四章 上杉氏の民政

この題下に主として兼續の千葉に於ける民政を略記して見よう。

##### 第一節 刑 度

戦国時代より封建朝の始めに於ては、政若は各領主の意の儘に行はれたから、折に融れ、時に流じて発行せられた提書、覺書等によつて其の意の存する所を推察する外致方がないが、天正十九年十月発布した覺書は、上杉氏の治民方針の鉄則といふべき

ものである。

##### 覺

一 地領の正邪に依り百姓善惡にうつり候ものにて候、聊たりとも油断有之同敷候事。

一 年貢納掛り等はよき程勤辨いたし、悪求の年は前年より小分たるべき事。

一 何事も古法をまもり、利益のために新法を立て百姓を苦しませ同敷候事。

一 忠孝の道理常々教訓可致事に候々共へは貞節の道理自然相分り候様肝要に候事。

一 年貢納掛等取あつめに相越させ候状人共、百姓へ對しおろつの威厳之様可申付候事。

一 百姓は國のためには候間、自ら程勤忍可致候、殊々不法申暮りおめんに拘り候は、討給可申候事。

一 新法は双方共能々聞札し可致沙汰候、尤丁依怙最賈いたす同敷候事、若の條々堅く相まもり可申候、以上。

天正十九年辛卯十月 日

栗駒松平

地頭大名中 (竹俣文書)

この鉄則に依り農民を指導保護し、時に口徳政を施行して貸借を無効として一献士  
民の困乏を救済し、時々民衆に對して種々訓戒する所の捷書を発布して農村の凋落を  
防ぎ、士民の遊惰逸樂を戒飭した。

### 第二節 財政及び徴税

謙信の勤儉主義を継ぎ、粟勝は古法を守り、加ふるに、兼統は質素儉約を實踐躬行  
し、食は「汁一菜、衣は緋衣、後には僅かに江戸岩の時、上衣のみ絹を用ゐたと云は  
れ自ら籠を帯りて家中を幸むたが、慶長三年会津へ移封の際、越後より携帶せる金銀  
保有高が大千八百八十兩に過ぎなかつた所を見ると、上杉氏の財政も餘り豊かではな  
かつたと見える。(戒野の先哲、御書集、桃御年譜略)

この財政困難を克服する為めに兼統の努力は容易ならざるものであつた。種々の理  
由のらでもあるが、徳川家康の腹心本多左衛門正信の二男左兵衛政重を遺江家の督感

子と反した。(兼統の美娘の嫁後、兼統の姪を後妻として替く米沢に居つたが後遺江家  
を去り加賀前田家に仕官して加賀本多家の祖となつた故傑である) 緣故を以て、本多  
正海一門及び土井利勝と結び、徳川氏に奉承して上杉家の為めに尽した功績大なるも  
のがあつた。

徴税に關しては史料が至つて少いが、徴税の主も所するものは田租であるが、その  
徴收は半米半永法で、年貢の半分は初、半分は永銭の積りで銀にて納めしめ、之を銀  
方と稱した。是は外に類例を見ざる徴税法である。(世評觀音遺棄物類書 卷見談)

越後時代に於ても、米沢時代に於ても、兼統は新田地に對しては向五ヶ年間無税を  
通例とした。又河魁地の農民の食糧口銀利子にて貸與した例もある。(藤井堀河系文書、  
石田文書)

### 第三節 植林及び治水

兼統は七歳に因する知見が深く、大いに植林を奨励した。米沢附近では、山上村の  
白旗松原・太田の熊野林・南の松原の如きは、皆兼統の植へさせたものである。(米沢

龍幸記)

右米水を治むるものは國を治むるといふが、兼續は治水及び水利運用に關して、獨特の手腕を有し、米沢時代には或は堤堰、或は堤防を築造して岡懸地の灌漑、又は土民の用水に供し、又河川を利用して流木を特定の木場に集め、藩士の産料と爲さしめた。

越後時代に於ける兼續の残した水利事業上の功績の顯著なるものは、川町郡鑛石川の藤井堰であるが、其の灌漑區域は意町・赤松村・武拾壺等にして、産料壹百八拾壺町参反計拾歩である。(高橋文書)

此の外、越後時代に於て、兼續は自領内に堰を調整せる家臣木村監物の功を賞した文書もある。

#### 第四節 採鑛冶金

米沢移封後は採鑛採掘を大いに奨励し、天々奉行を任命して各地の金銀鑛を採掘せしめた。其の当時の鑛山經營方針の大綱を示した仕置細目書類は今も保存してある。

(上杉年譜・歴代古案)

鑛冶としては、鉄砲、砲丸鑛造の爲めに鉄・鉛の鑛鑛は相當に発達した様であるが、原料は多く他國より輸入したものである。

#### 第五節 交通機関

上杉氏は鎌倉時代に於て既に道路の調整修治、舟の建造、橋梁普請等、国防上差支なき限りは水陸共に交通の利便に注意を怠らなかつた。特に傳馬取送の制を設けた事は當時他領に先づいた制度である。即ち街道筋の宿駅に河屋を置き、取賃は河屋の仲介を以て之を定め、飛脚、傳馬の用を定さしめたのである。而して此の制度を完成せしめたのは兼續である。(上杉兼續傳上杉年譜、上杉簡年文書)

舟の建造は信濃川、阿賀川等の大河川を有し、又海岸線の長き越後には特に大いに発達し、浪城郡尾多浜・御岸、川町郡柏崎、山東郡(今の三島郡)寺泊・出雲崎、瀬原郡新島港より、越中、越後、出羽方面への交通は中々盛んであつた。(龍幸堂文書、山岸文書、安田文書、歴代古案)

第六節 殖産興業

青芋・漆・紅花・綿・桑の栽培増收を大いに奨励し、青芋と蠶は藩の管理品となして、青芋屋・蠶産を設け、藩吏を以て其の販賣を管理せしめた。(歴代志未)

水戸時代に於ては春日山時代と同じく世襲の細工組に保護を加へ、其の他種々の工入、及び諸職、諸商人に一層の保護奨励を加へた。

第七章 勸業

兼續は斯の如く大いに殖産興業を奨励したが其の尤も留意したのは農業奨励であるから、親ら四季褒戒書(金沢前田侯爵家所藏)を著作し、農民を指導奨励して、田舎の阿魁、五穀の増産を図つた。

既に記述した上杉氏民政の要旨を更に更に總括して、上杉氏の右氏方針及び其の創案の特色を窺知せしむる事としよう。

天正十九年十月、兼勝は地頭等に喚へた覚書中に、百姓は國の宝なりと明記し、兼続

は自作の四季褒戒書の寫頭に於て「國主を日月と心得へし、地頭・代官は所の民神と崇へ、肝氣はまことの親とすも小へき言也」と訓示し、其の他の法令は皆此鉄則を基本として時々必要なる事項を加味して発令せられたもので、災患兵亂等の後には、或は徹税を輕減乃至免除し、或は徳政を施行して貸借を無効となし、以て士民の窮乏を救助し、又是、奢侈虚情を戒飾して以て一般士民の風紀を振興した。

上杉氏の制度中特筆すべき事は、水禄年間より既に五人組の制度を採用し(今日の隣組制を想起すべし)慶長十三年秋の法令中に、其の名称を明記した事で、他藩に於ては未だ見られなかつた事である。

取牌制は、幕府時代に於て既に存在し、慶長初年に至つて大いに発達し、兼續によつて完成せられたが、他藩に於ては未だ見るべきものがなかつた。

勸業に於ては、百姓は國の宝なりとの國家傳統に基き、兼續親ら四季褒戒書を著作したのを見ても、如何に農民を指導奨励して五穀の増産に務めたかは、自らの明かである。

慶長十四年十二月米・豆の価格騰貴の際、兼續が農村に諭達して餅・酒・豆腐を禁

止し、又米の輸出を禁止して領内の米穀不足に備へたるが如きは、今日の非常時局對  
策よりも一種徹底したものがあり、採つて以て參考とすべきものがあらう。

徵稅の主も石る田租の徵收は半米、半米法で、年貢の半分は粉、半分は米穀の代り  
に銀を以て代納せしめた。是れ他に其の例を見ざるものである。

殖産興業を奨励し、特に青芋・黍・紅花・絹・桑の栽培増收を図り、青芋及藤を着  
の管理品とし、青芋産蠶座を設け、藩吏を以て其の賣買を管理せしめたるが如きは  
特筆すべき事である。

文武兼備の良將にして、然かも内治、外交共に一藩を代表して、一身を以て之に當  
り、經世の才を揮つて凡へて其の宜しきを得たる實學兼備の如きは、百未其の比倫  
ありといふべきである。

### 第五章 兼續と其の家庭

兼續は眉目秀麗長身白皙の美丈夫で辯舌疾かであつたと傳へられるが、高野山金剛  
峯寺住持岡瑜樞の壁面より谷文晁が撰字して氣石十種に載せてある彼の肖像に見て

も殆ど其の風采を想像することが出来る。

兼續は天質の聰明に加ふるに、春日山城に在つて、日夕英雄塚岩の感化を受けて大  
武の修業に務め、氣宇洞達入格高銀の人で、總裁執政として上杉氏幕政を見ること三  
十有余年、實に上杉氏に九鼎大岳の重きを荷しめられた。

彼は豊臣秀吉に特に寵愛せられて豊臣の廷を允るされ、その要請に依つて從五位下  
山城守に敘任せられた。徳川氏も亦彼を重んじ時に時限を下賜した。

元和五年十二月兼續の元病重篤に至るや、兼勝は父に之を憂へて匿孫の最善を尽  
さしめだが、天命如何ともする能はず、至誠一貫幾多の波瀾を制圧して上杉氏の運命  
を安んじに置いた瑜樞の災禍も同年十二月十九日、星紀二二七九年、遂に其の六十年の  
一生を終つた。兼勝は哀悼惜かず厚く之を弔し、幕府は轉興銀五十枚を下賜した。米  
澤の徳昌寺（惣領山東那興板より移した直江家の菩提寺）に葬り、合骨を高野山清淨  
心院に納め、達三全智居士と法諭した。徳昌寺は兼續の歿後故あつて破却せられ林泉  
に移された。現在の林泉寺境内の慈地は後世改葬せられたもので、元和大年建立せ  
られた小石輪は現在の石塔中に胎藏せられてある。享保三年百回忌に指節英靈院殿達



三全智居士と追諡せられた。大正十三年二月十一日兼續に御贈位ありて從四位に叙せられたことけ段キ次第である。

昭和十三年二月米澤市は市制五十年記念として兼續の英霊を縣社松崎神社に合祀せんことを請願し、四月十四日認可を得た。又四月三十日を以て市制施行記念日と定め、此の日を以て年々米沢市祭の直江祭を執行し、米く米沢両劍の大恩人の遺徳に報ゆる事とせられた。

兼續の晩年は家庭的には寂々たるものであつた。兼續には一男二女があつたが、婿男平八景明は廿二才で兼續の五十大才の時病歿し、二女は何れも之に先立ち病歿したから、五十大才以後の家族は僅かに老天人のみとなり、直江家の正統は全く絶えた。併し兼續は家名断絶を決して養子を迎へなかつた。或は徳川氏を憚かつた為めか、種々の臆測もあるが、彼の真意は正系のつがはのに、養子迎へて主家の様を食まゝむるを好意味として、断絶と覚悟したものと推察される。

兼續の末七人は兼續よりは三才の年長で有名な質天人であつたが、兼續の歿後はヒ杉家より扶助料二千石を賜はり、長壽を保ち、寛永十四年正月四日八十一才で病歿し

た。

直江家の居城は越後時代に在つては山崎郡興板であつた。兼續の時代に至り更に庄内の支配をも命ぜられたと傳へられてゐる。併し兼續は常に春日山城の直江邸に在つて景勝に奉仕し、上杉氏の政務を処理した。

兼續の知行は会津移封の時は三十萬石と傳へらるゝが、實際何程であつたかは判明しない。併し上杉氏の米澤移封の際に、家臣一般の減禄の程度と、兼續の知行が三萬石となつた事実及び其他の理由より推定すると、多分十七、八萬石又は其れ以内であつたものと思はれる。

## 第六章 兼續の逸事

兼續の逸話として傳へらるゝもの、中には針小楯大又は全然虚構徒らに彼を大にせんとして却て其の徳を傷つくるもの、即ち所謂蟲貝の引刺しの嫌あるものが多いが、従末末く廣く傳へられたるもの、中で、正確のもの及び兼續の人物を知る資料となるべき逸話二、三を、文献の記事を主として轉載する。

一  
兼續の衣食任は非常に儉素であつて、食事も山椒三粒にて済ませ、中條越前守が夢漬と鹽椒を用いたのを見忍めて、何れか一品にせられて可成るべしと忠告し（愛日漫録）又色御將理の所へ招かれた時、雁の吸物を供せしめて、亭主に断り替りて汁を食せず、且つ其の用人を追放せしめたこの事である。（鶴城叢書）衣服も頗る質素で、今上杉家に保存されてある彼が着用した淺黄綾子の羽織に綴するに、之は彼が衣服の最上手のものであるが、裏口黄金色の練らぬ絹で細い縫ぎ切れを縫ひ合せたものである。（我卿の先哲）

兼續の最愛の一子平八兼明は不多正徳の謀約で、江川藩所城主戸田氏敏（今の戸田伯爵家）の女と婚儀を遂ぐる時、戸田家より朱塗の腰籠に金蔀袷の道具が着いたので、直江家の役人等口々に相成する道夏を準備すべきやを尋ねたら、兼續は「それは以ての外である、若し對等の腰籠にあらざれば婚れられぬとあらば、早速破約する。武士の魂なる刀や槍に鎧がなければ何の取つべき所やある。朱塗の腰籠河のあゆん」と云つたといふ。（我卿の先哲）

兼續は此の如く儉約であつたが、社会に有益なる事業には多額の私財を投じて本意をこめた。慶長十一年には文選六十巻を刊行して文化に貢献し、元和四年には輝林寺を建立して淨信丸山を招いて同祖とし、寺小屋に子弟を教育し、又多くの圖書を置き藩学の興隆を図つたのである。此の如くして、上杉家の大元老歿後の遺物は武器と書籍のみであつたこと云はれてゐる

二

武時御城の御普請有之前、山城守行懸りて是を見るに其中に腰にはけごを付て繩の疵内（ひび）ひをして其のけしを切、はけごへ入る、其はし何にするぞと被申候へば、是はすたわらに用申候と答ふ、儉約至極或は方丈もといふに、即日けごをとりせられ候よし、又其候しんを見られ候に、繩遣ひする者の中に、是も腰にはけごを付て切はしを捨てず其甲に入る、手元を見るに繩のつるもいまはず長々と切てはけごへ入るもの有、即時に被申けるは、其方繩遣やうを見るに、先頃猿美をとらせ候者をうらやみす方ご假迫にて繩のつるえにかまはず切捨候事大惑なりとて怒り改易に被申候とのことである。（米沢雜書紀、著書のま）

伏見の城にて諸大名等も並居る中に、伊達政宗懐中より金銭取出して人々に見せられたる其頃金銭の始りし比にて珍しきとてもてはやさる。直江が末座に有しを、これ見られよと有し時、直江、扇の上に金銭を置いて打ち返して女壺のはねつくやうにして観しおぼしやちうも候はず、手に取られよと言も終らぬに、直江、謙信の時より一取積の壺を取りしは景勝の時代である。先陣の下知して應取候手にし、る殿しき物とれば汚れ候故弱に候て候て政宗のかたに投交しけり。(將士紀談、武運出陣書、水天雜書)

田

選絶ではないが、兼續の人物短評ともいふべき一、二を記載しよう。

諸侯伯の会合席上で家康曰く、家康に反抗する関西諸侯合従して大軍を興収上國に直らん乎、中津以下の小名若くは陪臣にして一人善く大坂城を固守し、大軍を拒して城下に傾せしめ、急を関東に報告し、余をして應援の籌を設するに違あらしむる者は何としか為すかと。福島正則声に應じて、單に上杉の老臣直江山城と守部宮(蒲生氏)の老臣蒲生左衛門あるのみと答ふ。家康首肯して曰く、我見る所も亦斯くの如

しと。(直江山城守)

小平川隆景・板垣物直政・直江山城守等事蹟録の武士、天下親柄の器量と秀吉公も林美の君たり。(東國太平記、武運出陣書、水天雜事記)

第七章 兼續と石田三成

一世の俊傑直江兼續と絶代の奇才石田三成とは共に永禄三年に生れて同年である。其の出身門地も亦共に怪いが、一は上杉氏の柱石と嘆かれ、一は豊臣氏の犠牲となつて終生主家の為に盡したのである。

従来世に傳はる所では、兼續は三成と絶交して豊臣家復興の名を藉り或は甚だしきは秀吉在世中に其百年の後を待ち、家康を倒して天下を二分するの異図を企てたと言かれて居るが、是れ等は徳川方の策士に依つて描成せられた架空の想像で、当時家康の上杉征伐を正当化する為めにの宣傳であつたが、後には徳川氏に可附する史家によつて附会又は改竄潤飾せられたものである。従つて今日幾多の史料に付て探求するも其疑を肯断するに足る確実の史料は一もなく却て否定すべき史料はいろく擧ぐる

え

争が出来る。(夏には行く)

家康は慶長四年冬、前田利長を謀叛風説を理由として屈服せしめた如く、上杉氏をも樽俎の間に其の掌中に収めんとして慶長五年四月一日付を以て兼續の友友兼光寺承元長老に其の旨を授けて、兼續に詰責及び忠告の書状及び使者を送り、兼續が之に答書したのが所願世々の直江状である。此の返翰は已に数後決意した剛毅不屈の秉勢と後継東政の東嶺との合作で、家康の意の存する所を悉知し、一言動搖の隙隙も最早何等の效果なきことを洞察して答書したものであるから、一々の簡牘を究極すべき迄に反駁し、語句も激越である。(夏文書は夏には行く) 幸及に至つて家康は最終手段たる武力行状に出で、慶長五年六月十六日会津征伐として大阪を出発し、八月廿四日小山に到着した。然るに三成は隠匿以前より既に豊臣氏の爲に家康を疎かに企圖し、隠匿後は越前江州佐和山に在つて朝夕此の念願に漸心しつつあつたので、好機速すべからずと居し、此の家康出征の虚に乗じて奉兵したのである。而して此の報が会々八月廿四日に小山に達したので、家康は秀忠を留めて自身は八月五日江戸に還り、戦機の熟するを待つて面上し、八月十五日岡ヶ原の大捷を得たのである。勿論家康が会津征伐準備の

風説ある頃に至つては、三成は上杉氏に交渉を開始し、使者又は文書の往復もなした事は想像に難くないし、承元と兼續の文書往復の傍ら、家康に対し忠告を授意した以上は、上杉氏は三成よりの東西交撃に関する申入れには無難大いに歓迎した事であらう。即ち兼續と三成は最初より共謀したのでは全然ないので、上杉氏は最も早く家康から賣られた喧嘩を買つたのである。世の謬傳を解くために、特に此の一節を附記する。

998  
2

魚沼新聞  
昭和十九年五月五日

### 非賣品

印刷日 昭和十九年五月廿一日  
発行日 昭和十九年六月五日

著作者 木村徳衛

発行所 新潟県魚沼郡六日町後場  
大正製糖株式会社

印刷者 新潟新聞社  
魚沼新聞社

発行所 新潟県魚沼郡六日町後場  
大正製糖株式会社  
事務所

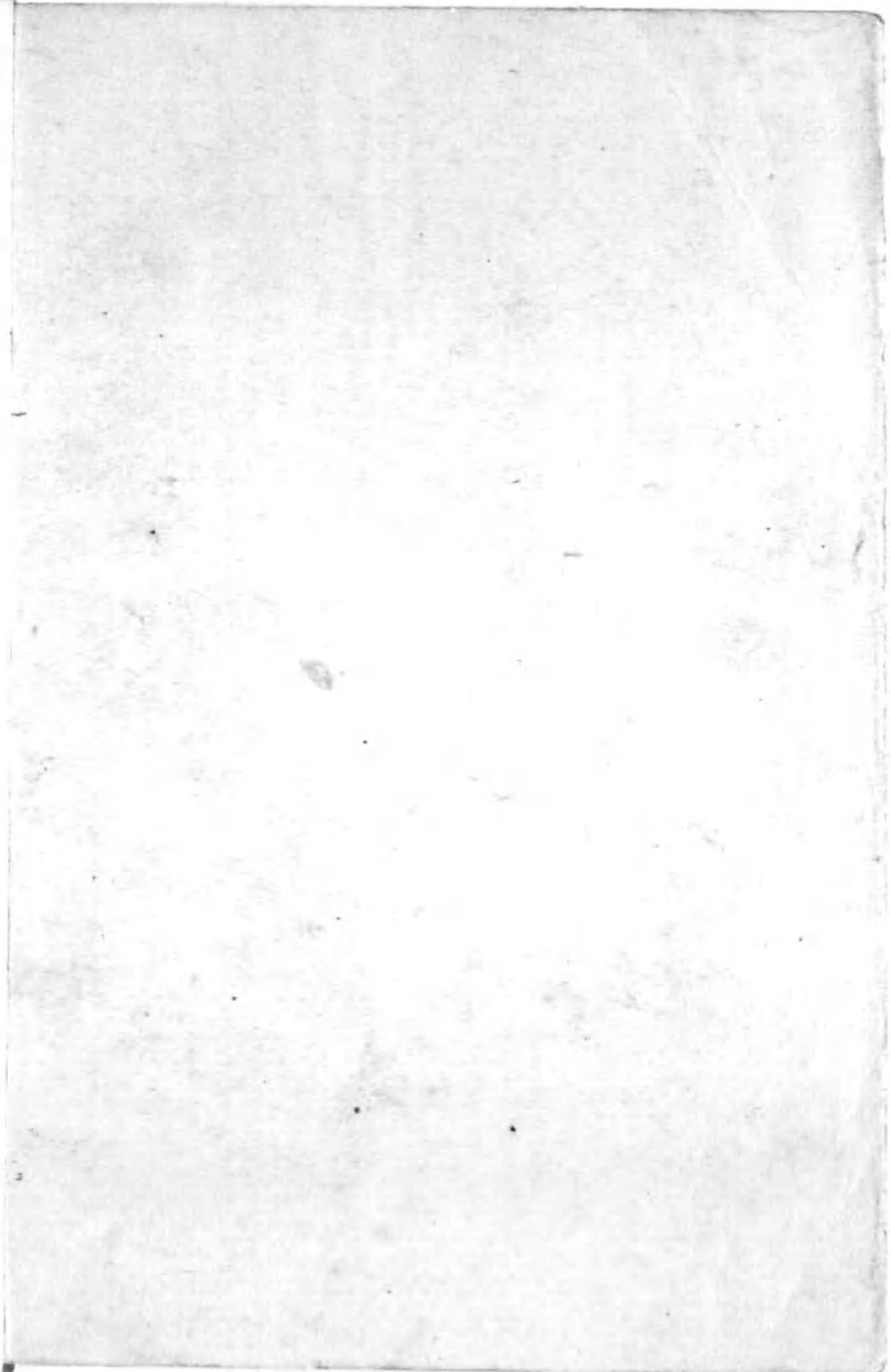
993

製本控  
 998  
 直江兼續小傳  
 著者 木村德衛  
 受入 19年 6月 6日  
 備考

非  
 著作者 木村德衛  
 印刷日 昭和十九年五月廿三日  
 發行日 昭和十九年六月五日  
 新潟市西區沼田町六丁目後場  
 新潟新聞社印刷部  
 新潟市西區沼田町六丁目一八〇五  
 新潟新聞社  
 新潟市西區沼田町六丁目後場  
 新潟新聞社印刷部  
 新潟市西區沼田町六丁目一八〇五  
 新潟新聞社

998

2



終